の実施

○臨時適性検査医の指定

次

目

告 示

○保安林の指定

○農用地利用集積等促進計画の認可

○公印の改刻

(県政情報・文書課)

○建設業の営業の停止

○保安林の指定の予定

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可(Ⅰ ○道路の区域変更

件

(道

路

課

(事業管理課)

同

(森林整備課) (農業振興課)

(都市計画課)

 \equiv

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決

(高校財務・就学支援室)

 \equiv

宮

定

選挙管理委員会

〇政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○資金管理団体の届出事項の異動届

○警備業法第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習 公安委員会

告

○宮城県告示第四百八十五号

示

発 行

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号電話022(211)2267 (毎週火、金曜日発行)

○宮城県告示第四百八十六号

農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、

令和六年七月二十六日

農用地利用集積等促進計画の概要

宮城県知事

村

井

嘉

浩

兀

兀

Ŧī.

別冊のとおり

認可年月日

○宮城県告示第四百八十七号 令和六年七月二十六日

六 Ŧī.

森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安

林に指定する。 令和六年七月二十六日

務所長之印	也方辰興事	名称
長	地方	種
印	機関	類
— 般		用
文 書 用		途
旧	新	
宮城県東部	宮城県東部	印
他方振與事 除 <u>所長之</u> 印	地方拡興争	影
令 和 六 年 月 一 日		使用開始年月日

次のとおり公印を改刻した。

令和六年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の所在場所

二四四の六、二四五、二四七の二、二七七、二七八の一 四の一から二三四の三まで、二四二、二四三の一から二四三の三まで、二四四の二、二四四の三、 九九から一〇一まで、一〇二の二、長崎二三一の一、二三一の二、二三二の一、二三三の一、二三 九二の一、九三の一から九三の三まで、九四、九五、九六の一、九六の二、九八の一、九八の四、 五三の一、五四、五六の一、五六の三、五八の一、五九の一、六〇、六三、六四の一、九〇の一、 三五の一、三六の一、三七の一から三七の三まで、四一、四九の一、五〇の一、五〇の三、五一、 気仙沼市中山二二の一、二三、二四の一、二六、二八、二九、三一の一、三二の一、三二の三、

指定の目的

潮害の防備

- 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び気仙沼市役

○宮城県告示第四百八十八号

所に備え置いて縦覧に供する。

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

令和六年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

保安林予定森林の所在場所

大崎市田尻大貫字山王山一二の一、字又平壇一一一

指定の目的

指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

宮城県知事

村

井

嘉

浩

- (--)次の森林については、主伐は、択伐とする。 字山王山一二の一、字又平壇一一一(次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整
- 備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

 (\equiv)

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林

○宮城県告示第四百八十九号

整備課)及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

とおり営業の停止を命じた。 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定により、

次の

令和六年七月二十六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

処分をした年月日 令和六年七月二十六日

被処分者の商号又は名称等

 $\stackrel{-}{\sim}$

の氏名 商号又は名称及び代表者
主たる営業所の所在地
(宮城県知事許可) 建設業許可番号

\equiv 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち公共工事以外に係るもの

2 営業停止期間

令和六年八月九日から八月三十日までの二十二日間

兀 処分の原因となった事実

アイリスチトセ株式会社は、少なくとも北海道札幌市内ほか五件の工事において、法第二十六条

このことは、法第二十八条第一項第二号に該当する。 一項の規定に違反し、監理技術者を配置していなかった。

○宮城県告示第四百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

土木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、令和六年七月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼

令和六年七月二十六日

道路の種類

路線

名

気仙沼唐桑線

道路の区域

井 嘉

浩

宮城県知事 村

同市唐桑町神の倉一四八番地先まで 気仙沼市唐桑町神の倉一四八番地先から 変 更 0) X 間 前変 更の 後 前 敷 七二二〇 地 0) ト幅 九・四 員 地 1.0 四七・一 四七・一 ト ル) 長

○宮城県告示第四百九十一号

宮

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整

令和六年七月二十六日

理組合の事業計画の変更について認可した。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

3

2

4

組合の名称

事務所の所在地

宮城郡利府町岩切字羽黒前八十九番地

設立認可の年月日

四

三

令和三年十二月一日

仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合

変更認可の年月日 令和六年七月十八日

(3)

○宮城県告示第四百九十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、 次の土地区画整

理組合の事業計画の変更について認可した。

令和六年七月二十六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

組合の名称

利府町新太子堂土地区画整理組合

事務所の所在地

宮城郡利府町利府字新館九番地

三 設立認可の年月日

四 変更認可の年月日

令和三年二月二十六日

令和六年七月十九日

長

公

告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり落札者を決定した。

令和六年七月二十六日

落札に係る物品又は役務の名称及び数量

宮城県知事

村

井

嘉

浩

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借(松島高等学校)

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借(村田高等学校) 式

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借(農業高等学校) 一式

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借(伊具高等学校) 一式

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借(気仙沼向洋高等学校) 式

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借(石巻工業高等学校)

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借(古川工業高等学校) 式

8 7 6 5

宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 (一追商業高等学校)

一 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校財務・就学支援室 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 (登米総合産業高等学校)

仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

落札者を決定した日

異動年月日

人

七 六 Ŧi. ー の 1 一の1 五千二百四十七万円 落札金額 の 5 の 8 の 7 の 6 9) 4 の 3 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 の 8 の 7 の 6 9) 4 9 3 の 5 の 2 の9 NECキャピタルソリューション株式会社 の 3 0) 1 入札の公告を行った日 契約の相手方を決定した手続 の 7 八千二百二十二万二千八百円 NECキャピタルソリューション株式会社 三億九百二十三万六千四百円 株式会社JECC 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号 株式会社JECC 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号 四千九百三万八千円 八千三十八万八千円 五千六百九十一万千八百円 一億五百二十七万円 四千七百二十万三千二百円 NECキャピタルソリューション株式会社 NECキャピタルソリューション株式会社 NECキャピタルソリューション株式会社 FLCS株式会社 東京都千代田区神田練塀町三番地 NECキャピタルソリューション株式会社 令和六年六月二十七日 令和六年六月二十七日 令和六年六月二十七日 令和六年六月二十七日 令和六年六月二十七日 令和六年六月二十七日 令和六年六月二十七日 令和六年六月二十七日 令和六年六月二十七日 一億三千三百七十三万九千百円 令和六年五月十七日 般競争入札 東京都港区港南二丁目十五番三号 東京都港区港南二丁目十五番三号 東京都港区港南二丁目十五番三号 東京都港区港南二丁目十五番三号 東京都港区港南二丁目十五番三号 東京都港区港南二丁目十五番三号 援会高橋こうじ後 政治連盟宮城県産業資源循環 前進会 体の届出があった。 体の届出事項を異動した旨届出があった。 の政 名 団 ○宮選管告示第八十号 日本維新の会衆議院 台市若林区第二支部自由民主党宮城県仙 ○宮選管告示第八十一号 日本民心党 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体) 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団 政治団体の名称 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、 政治団体の名称 政党の支部 令和六年七月二十六日 令和六年七月二十六日 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 国会議員関係政治団体以外の政治団体 称体 髙橋 の代 氏表 浩司 早坂 菊地 鈴木 加藤 の代 の代 髙橋 名者 選挙管理委員会 氏表 氏表 の 会計責任者 名 崇良 理茂 和俊 髙橋 名者 名者 昇 敦 の 氏 名計責任者 の 氏 名 計 責 任 者 浩司 加藤 異 宇角 髙橋 主たる事務 動 事 和俊 - 七 理茂 主たる事務所の所在地 安弘 項 菊地 仙台市青葉区木町通一-四-一五 登米市南方町上砥落七-一 仙台市若林区新寺五-六-一八 仙台市若林区石 宮城県選挙管理委員会 宮城県選挙管理委員会 主たる事務所の所在地 正人 新 委 員 員 長 長 富谷市ひより台 菊地 衆議院議員 櫻 (第一号)公職の種類 櫻 旧 井 井 次のとおり政治団 令和六年 十七日 令和六年 十一日 令和六年 正 令和六年 十八日 正

届出年月日

人

届出年月日

(二) 部 宮城県第2選挙区支 宮城維新の会 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体) 早坂 敦 所の所在地主たる事務 所の所在地 六 町三-一一-仙台市青葉区国 名坂七-二〇六 11-111-1 - 一六 - 一六 令和六年 六月七日 五月 二十八日

はしもと伸一後援会 政治団体の名称 渡邊 の代 氏表 博孝 名者 の代 異 動 氏表 事 名者 項 渡邊 博孝 新

齋藤

智博 旧

令和六年 四月十五日

異動年月日

(絆の会) 早坂あつし後援会 早坂 敦 所の所在地 名坂七-二〇六仙台市若林区石

大名 の代 氏表 名者 大沼 大名

まはた善次後援会

大沼

三明 堅

二一三一一一 五月二十八日
 令和六年
 十八日

五月二十五日 令和六年

眞幡 善次 天野 愔信

の 氏 名計責任者

令和六年七月二十六日

、資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとお

○宮選管告示第八十二号

宮城県選挙管理委員会

員 櫻 井 正

人

委

異動年月日

旧

名し体資 たの管 者届出理 の 氏を団

名 管理団体の

異動

事

項

新

早坂

敦 会 (絆の会) 所の所在地 坂七仙台市若林区石名 和六年 和六年

公 安 委 員 슾

〇宮城県公安委員会告示第93号

教育責任者講習 (以下「講習」という。)を次のとおり実施する 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導

令和6年7月26日

講習に係る警備業務の区分及び実施期間

 $\widehat{\Xi}$ 警備業務の区分

(5)

宮城県公安委員会委員長 佐藤 趣

法第2条第1項第2号に規定する警備業務

(以下「2号警備業務」という。)

2 実施期間

V 新規取得講習

P

第1回講習

令和6年9月17日 (火) から同月25日 (水) √ 3++ $\widehat{+}$ 日曜日、祝日を除く。)の6日間

 Ξ 第2回講習

令和6年10月15日 E から同月22日 8

SH SH

 $\widehat{\boldsymbol{+}}$

日曜日を除く。)の6日間

追加取得講習

T

第1回講習

令和6年9月20日(金) から同月25日 (水) ₩ \$# $\widehat{\mathcal{H}}$

日曜日、祝日を除く。)の3日間

第2回講習 令和6年10月18日(金) から同月22日 8 √ 3++

Ĥ

日曜日を除く。)の3日間

 Ξ

講習の実施場所及び委託先

2

ω

受付人員

般社団法人宮城県警備業協会

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

第1回講習及び第2回講習ともに新規取得講習及び追加取得講習合わせて40人。

受講対象者

Ξ 新規取得講習

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

- 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- いう。) 第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」と 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」と
- Ţ という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受 いう。) に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。) の交付を受けてい 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」
- Н 警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」 委員会規則第5号。 けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事し、かつ、現に2号警備業務に従事している者 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 という。) に合格した者 (昭和61年国家公安 (2号

4 2号警備業務に従事し、かつ、現に2号警備業務に従事している者 2級検定」という。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (2号警備業務に係るものに限る。以下「旧

追加取得講習

2

び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条 る警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は、警備員指導教育責任者及 に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受け ている者であって、前記(1)-ア〜オのいずれかに該当する者 受講申請受付日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定す

事前申込み

5

受付専用電話

受け付け、予約番号を付与する。 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを

内であっても締め切ることとする。 なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間

2 受付期間

第1回講習

ら午後4時まで、最終日は午後3時まで、 令和6年8月26日(月)から同月30日(金) までの5日間(26日から29日までは午前9時か

第2回講習

宮

ら午後4時まで、最終日は午後3時まで、 令和6年9月9日 (月) から同月13日 (金) までの5日間(9日から12日までは午前9時か

6

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

第1回講習

令和6年9月2日 (月)から同月6日(金)までの5日間(午前9時から午後4時まで)

第2回講習

令和6年9月30日 (月) から10月4日(金) までの5日間(午前9時から午後4時まで)

申込書の提出先

2

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出す

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

3 提出書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書

資格者証又は修了証明書の写し 1通 (追加取得講習受講者のみ)

受講対象者に該当することを疎明する書面

ひ

前記4-(1)-アに該当する者

P

備業者等の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履 最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警

(イ) 前記4-(1)-イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

前記4-(1)-ウに該当する者

Ŧ 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2

Ĥ 前記4-(1)-エに該当する者

号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

前記4-(1)-オに該当する者

4 旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年

以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

<u>4</u> 受講手数料

る宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。 新規取得講習受講者にあっては38,000円、追加取得講習受講者にあっては14,000円の額に相当す 公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、

講習に関する問い合わせ先

~1

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

〇宮城県公安委員会告示第100号

第29条の3の規定に基づく臨時適性検査医を次のとおり指定する 道路交通法(昭和35年法律第105号)第102条及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)

令和6年7月26日

宮城県公安委員会委員長 勘三郎